

<2026年3月28日改訂>

(下線部は変更箇所)

新 (変更後)	旧 (変更前)
<p><b>店頭証券CFD取引説明書【証券】(CFDネクスト)</b></p> <p>本説明書は、金融商品取引業者である株式会社外為どっとコム（以下「当社」といいます。）が、金融商品取引法第37条の3第1項の規定に基づき当社がお客様との間で、店頭証券CFD取引の契約を締結する際にあらかじめお客様に情報を提供することが義務付けられている書面です。以下、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、店頭証券CFD取引について説明します。</p> <p>店頭証券CFD取引は取引対象である銘柄の価格等の変動により損失が生じることがあります。また、取引金額がその取引についてお客様が預託した保証金の額に比して大きいため、その損失の額が保証金の額を上回ることもあります。</p> <p>当社が提供する店頭証券CFD取引の口座開設および取引を開始されるにあたっては、本説明書、およびCFDネクスト取引約款をよく読み、ご理解のうえ、ご自身の判断と責任で取引を行っていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(略)</p> <p><b>III. 店頭証券CFD取引説明ガイド</b> (略)</p> <p><b>2. 口座開設について</b> 当社の店頭証券CFD取引『CFDネクスト』(以下「本取引」といいます。)の取引口座(以下「CFDネクスト口座」といいます。)の開設のお申込みは、当社ホームページもしくは専用の口座開設申込用紙にてお受けいたします。お問い合わせ等は当社サポートセンター(0120-430-084または03-6628-8210)でお受けいたします。</p> <p>店頭証券CFD取引は、リスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。そのためCFDネクスト口座を開設していただくにあたっては、次の要件を満たしていただくことが必要となります。</p> <p>●CFDネクスト取引約款・本説明書および口座開設リスク確認書等の内容をご理解、ご承諾いただくこと。<u>当社では取引約款・本説明書の交付、確認書等のご承諾は電磁的方法により行われますので、事前に電磁的方法により情報の提供が行われることに関してご承諾をお願いいたします。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>17. 取引成立の報告</b> ・お客様のCFD取引に係る注文が約定した場合、当社は取引の内容等を明らかにした取引報告書(取引報告書兼取引残高報告書)をお客様に交付します。 ・取引報告書は商品区分口座毎に作成されます。 <u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p><b>39. 取引報告書等の交付について</b></p>	<p><b>店頭証券CFD取引説明書【証券】(CFDネクスト)</b></p> <p>本説明書は、金融商品取引業者である株式会社外為どっとコム（以下「当社」といいます。）が、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき当社がお客様との間で、店頭証券CFD取引の契約を締結する際にあらかじめお客様に交付することが義務付けられている書面です。以下、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、店頭証券CFD取引について説明します。</p> <p>店頭証券CFD取引は取引対象である銘柄の価格等の変動により損失が生じることがあります。また、取引金額がその取引についてお客様が預託した保証金の額に比して大きいため、その損失の額が保証金の額を上回ることもあります。</p> <p>当社が提供する店頭証券CFD取引の口座開設および取引を開始されるにあたっては、本説明書、およびCFDネクスト取引約款をよく読み、ご理解のうえ、ご自身の判断と責任で取引を行っていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>(略)</p> <p><b>III. 店頭証券CFD取引説明ガイド</b> (略)</p> <p><b>2. 口座開設について</b> 当社の店頭証券CFD取引『CFDネクスト』(以下「本取引」といいます。)の取引口座(以下「CFDネクスト口座」といいます。)の開設のお申込みは、当社ホームページもしくは専用の口座開設申込用紙にてお受けいたします。お問い合わせ等は当社サポートセンター(0120-430-084または03-6628-8210)でお受けいたします。</p> <p>店頭証券CFD取引は、リスクが大きく、大きな損失を被る可能性があります。そのためCFDネクスト口座を開設していただくにあたっては、次の要件を満たしていただくことが必要となります。</p> <p>●CFDネクスト取引約款・本説明書および口座開設リスク確認書等の内容をご理解、ご承諾いただくこと。</p> <p>(略)</p> <p><b>17. 取引成立の報告</b> ・お客様のCFD取引に係る注文が約定した場合、当社は取引の内容等を明らかにした取引報告書(取引報告書兼取引残高報告書)をお客様に交付します。 ・取引報告書は商品区分口座毎に作成されます。 <u>・取引報告書は電子交付により行います。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>39. 取引報告書等の交付について</b></p>

当社は、お客様が売買を行った場合、遅滞無く当該取引を証明する取引報告書を交付いたします。また取引口座の残高や入出金の履歴を証明する報告書を定期的に交付するものとします。その内容をよくご確認ください。交付日から 15 日以内に連絡がなかった場合は、その内容についてご了承いただいたものといたします。

#### **40. 書面の電磁的方法による交付又は徴求**

当社は、原則として当社がお客様に交付または徴求する書面を電磁的方法（電子交付・電子徴求）により行います。

当社が電磁的方法により交付または徴求する書面は以下の通りです。書面の交付による情報提供を請求する場合には当社サポートセンター（0120-430-225または03-5733-3065）でお受けいたします。

- (1) 店頭 CFD 取引についてのご注意（証券）
- (2) 契約締結前交付書面（本説明書）
- (3) CFD ネクスト取引約款【証券】
- (4) 信託保全説明書（証券）
- (5) 口座開設リスク確認書
- (6) 個人情報取り扱い同意書
- (7) クイック入金サービス利用規約
- (8) 反社会的勢力でないことの確約に関する同意書
- (9) 外国 PEPs に該当しないことの告知書
- (10) 取引報告書
- (11) 取引報告書兼取引残高報告書
- (12) 損益計算書
- (13) その他当社が必要と認める書面

#### **41. 取引内容の確認**

本サービスを利用しての売買注文内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が入力されたデータの記録内容をもって処理するものとします。

#### **42. 課税上の取扱い**

店頭証券 CFD 取引を含め、個人が行った店頭デリバティブ取引で発生した利益（売買による差益、金利調整額収益および権利調整額収益等をいいます。以下、同じ。）は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。法人が行った店頭証券 CFD 取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、個人の顧客が店頭デリバティブ取引を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

※復興特別所得税は、2013 年から 2037 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

#### **43. 資産の保全について**

当社では、お客様からお預かりした預託金（保証金を含みます）、売買損益、金利調整額等の資産

当社は、お客様が売買を行った場合、遅滞無く当該取引を証明する取引報告書を交付いたします。また取引口座の残高や入出金の履歴を証明する報告書を定期的に交付するものとします。これらの報告等は原則として、電子交付によって行われます。その内容をよくご確認ください。交付日から 15 日以内に連絡がなかった場合は、その内容についてご了承いただいたものといたします。

#### **（新設）**

#### **40. 取引内容の確認**

本サービスを利用しての売買注文内容等について、お客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が入力されたデータの記録内容をもって処理するものとします。

#### **41. 課税上の取扱い**

店頭証券 CFD 取引を含め、個人が行った店頭デリバティブ取引で発生した利益（売買による差益、金利調整額収益および権利調整額収益等をいいます。以下、同じ。）は、2012 年 1 月 1 日の取引以降、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降 3 年間繰り越すことができます。法人が行った店頭証券 CFD 取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、個人の顧客が店頭デリバティブ取引を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

※復興特別所得税は、2013 年から 2037 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

#### **42. 資産の保全について**

当社では、お客様からお預かりした預託金（保証金を含みます）、売買損益、金利調整額等の資産

を当社の資産とは分別して信託銀行に信託する『セーフティーネクスト』を実施いたしております。万一当社が破綻した場合でも、お客様の資産は分別管理により保全されます。

#### **44. 取引説明書の改訂**

本説明書は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課するものであるときは、その改訂事項を Web サイトに掲示するなど当社の定める方法によりお知らせいたします。この場合、当社に異議の申出がないときは、お客様はその変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

当社とお客様との店頭証券 CFD 取引に関し、ご納得のいかない点がございましたら、下記担当部署までご連絡ください。

当社サポートセンター 0120-430-084または03-6628-8210

以下省略

以上

を当社の資産とは分別して信託銀行に信託する『セーフティーネクスト』を実施いたしております。万一当社が破綻した場合でも、お客様の資産は分別管理により保全されます。

#### **43. 取引説明書の改訂**

本説明書は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。なお、改訂の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課するものであるときは、その改訂事項を Web サイトに掲示するなど当社の定める方法によりお知らせいたします。この場合、当社に異議の申出がないときは、お客様はその変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

当社とお客様との店頭証券 CFD 取引に関し、ご納得のいかない点がございましたら、下記担当部署までご連絡ください。

当社サポートセンター 0120-430-084または03-6628-8210

以下省略

以上